

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 28 年 6 月 3 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 28 年 7 月 14 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 28 年 8 月 5 日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課 (対象公社等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管理課 (公益財団法人山形県建設技術センター)	<p>（「事務又は事業実施伺」の記載不備）</p> <p>「執行伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。</p> <p>本法人が定める「文書管理規程」では、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日付けで文書管理規程を改正し、施行年月日の記載を義務化した。その上で、平成 28 年 4 月 19 日に、全職員に対し、施行日記載の徹底について、メール及び文書で周知を図った。</p>
管理課 (公益財団法人山形県建設技術センター)	<p>（「文書管理規程」の見直し）</p> <p>「山形県文書管理規程」を参考にして、「文書管理規程」に施行年月日の記載を求める規定を盛り込む旨の改定が必要である。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日付けで文書管理規程を改正し、施行年月日の記載を義務化した。</p>
管理課 (公益財団法人山形県建設技術センター)	<p>（「事務又は事業実施伺」の記載不備）</p> <p>「事務又は事業実施及び支出伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。本法人が定める「文書管理規程」では、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日付けで文書管理規程を改正し、施行年月日の記載を義務化した。その上で、平成 28 年 4 月 19 日に、全職員に対し、施行日記載の徹底について、メール及び文書で周知を図った。</p>
管理課 (公益財団法人)	<p>（所在不明、使用不可の固定資産）</p> <p>自主的に実施した現物照合結果によ</p>	<p>平成 28 年 3 月 25 日に除却処理を行い、固定資産台帳を修正した。</p>

人山形県建設技術センター)	り、不明又は使用不可とされた固定資産5点(帳簿価額合計86,631円)について、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。	
管理課 (公益財団法人山形県建設技術センター)	(ID、パスワードの管理) 情報セキュリティ対策マニュアルで定めるパスワードの桁数、定期的な変更ルールが明確となっていない。少ない桁数によるパスワード設定や変更期間の長期化は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人としての運用細則を定める必要がある。 また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。	平成28年1月1日付けで情報セキュリティ対策マニュアルを改正し、パスワードの構成文字の種類と最低桁数を明記するとともに、最長変更期間を設定した。 また、規定どおりにパスワードを設定又は変更しないと、コンピュータが起動しないようなシステムにした。
県民文化課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(「事務又は事業実施伺」の記載不備) 「事務又は事業実施及び支出伺」に執行日の記載のない取引が複数確認された。「会計規程」が定める様式には、起案年月日、執行年月日の記載欄があることから、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。	平成28年3月9日に職員に対し、施行年月日の記載の徹底について、文書で周知を図った。
県民文化課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(「文書管理規程」の見直し) 「文書管理規程」において、起案文書に施行年月日の記載を求める規定がない。決裁に基づき、確実に施行されていることを明らかにするためにも規定化が必要である。	文書管理規程第3条に規定する起案用紙の様式を定め、施行年月日の記載欄を明示するとともに、平成28年3月9日に文書で職員に対し取扱いの徹底を図った。
県民文化課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(使用不可の固定資産) 固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、固定資産2点(帳簿価額合計2円)が使用不可の状態であった。 使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。	平成28年3月10日に除却処理を行い、固定資産台帳を修正した。
中小企業振興課 (公益財団法人山形県企業振興公社)	(使用不可の固定資産) 固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、固定資産12点(帳簿価額合計1円)が使用不可の状態であった。	平成28年3月17日に除却処理を行い、固定資産台帳を修正した。

	<p>使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	
<p>中小企業振興課 (公益財団法人山形県企業振興公社)</p>	<p>(設備貸与債権に係る債務者区分の判定) 設備貸与債権の債務者区分の判定が、事実上「債務弁済状態による形式区分」のみの目線で判定が行われており、設備貸与債権分類規程と整合しない運用となっている。「財務状態による形式区分」においては、一律に処理するのではなく徴求した決算書等に基づき個々の債務者の実情を当てはめて判断を行うべきである。</p>	<p>平成 27 年度決算より、「財務状態による形式区分」においては、一律処理するのではなく、徴求した決算書等に基づき、個々の債務者実情を当てはめて判断を行っている。</p>
<p>中小企業振興課 (公益財団法人山形県企業振興公社)</p>	<p>(設備貸与債権に係る貸倒引当金の計算) 貸倒引当金の計算においては、設備貸与債権分類規程の記載又は趣旨と整合しない運用となっている部分につき、以下の通り処理されるべきである。 ① 正常先及び要注意先については、債務者区分ごとに今後 1 年間の予想損失率をもって貸倒引当金を計算すべきである。 ② 債権残高が 1 千万円を超える破綻懸念先のⅢ分類債権については、回収不能額を個別に見積って引当すべきである。 ③ 実質破綻先及び破綻先のⅢ分類債権については、その全額を引当すべきである。</p>	<p>平成 27 年度決算より、設備貸与債権に係る貸倒引当金の計算においては、債務者区分ごとに今後一定期間の予想損失額を算定し、債務者区分ごとに算定した予想損失額に相当する額を貸倒引当金に計上する方法に変更した。</p>
<p>中小企業振興課 (公益財団法人山形県企業振興公社)</p>	<p>(情報セキュリティ規程の整備) 情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	<p>平成 28 年 3 月 1 日付けで情報セキュリティに関する規程(情報セキュリティポリシー)として「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ対策委員会規程」を制定した。</p>
<p>中小企業振興課 (公益財団法人山形県企業振興公社)</p>	<p>(記録媒体の管理) 本法人では、記録媒体として USB メモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p>	<p>平成 28 年 3 月 1 日付けで「情報セキュリティ対策規程」を制定し、記憶媒体としての USB メモリー等の取扱いを規定し、管理台帳により管理している。</p>
<p>畜産振興課</p>	<p>(1 者随意契約理由(事務室の賃料契</p>	<p>1 者随意契約理由を以下のとお</p>

<p>(公益社団法人山形県畜産協会)</p>	<p>約))  効率的な事業実施のためには山形県 JAビルに入居することは一定の妥当性はあると考えるが、県からの補助金を受け取っている以上、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由を作成すべきである。</p>	<p>り整理し、理由書を契約時の決裁文書に添付した。  (随意契約理由)  本協会の主体となる経営支援事業、価格差補てん事業、衛生指導事業は、ほとんどがJAと関連する業務であり、山形県JAビルがJA関連団体の拠点であること及び本協会の唯一の取引金融機関であるJAバンクが入居していることから連携した円滑な取組が図り易い。  また、駐車場や無料会議室が整備されており、会員団体や各地の各JAの担当者が来所しやすい環境となっている。  なお、机・椅子及びキャビネットはユニットで備付けとなっており、特に、キャビネットが事務室に合わせて最大限整備されていることから、価格差補てん事業の膨大な資料類の1年度分が他所の貸倉庫に移すことなく、整理保管が可能である。</p>
<p>畜産振興課  (公益社団法人山形県畜産協会)</p>	<p>(1者随意契約理由(産業廃棄物処分委託契約))  畜産農家から持ち込まれる死亡牛の処分については、現状のように1者随意契約を実施する場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由を作成すべきである。</p>	<p>1者随意契約理由を以下のとおり整理し、理由書を契約時の決裁文書に添付した。  (随意契約理由)  産業廃棄物である死亡牛を処理できる業者(化製業者)は少なく、東北地方では随意契約を締結した1社(青森県)のみである。  ほかに、本県から搬入できるとされる業者は群馬県に1社、徳島県に1社あるが、輸送経費や受入県側の悪臭被害等の環境問題が県議会で取り上げられており、安定的に処理できる業者として対応することは困難と思われる。  死亡牛の運送業者は、系列の化製業者と一体的に業務を行っていることから、安定的に搬入できるのは随意契約を締結した業者が唯一の業者である。</p>

<p>畜産振興課 (公益社団法人山形県畜産協会)</p>	<p>(什器備品に係る台帳未作成と実地照合未実施) 会計処理規程に従って、取得価格が10万円未満の什器備品について台帳を整備し、毎年1回以上現品と照合することが必要である。</p>	<p>什器備品について、実態に即した管理を行うため、平成28年2月23日付けで会計処理規程を改正し、取得価格に下限額(3万円以上)を設けた上で台帳を整備した。 また、4月28日付けで現品照合を行った。 なお、改正後の台帳記載物件は3件である(改正以前も同じ)。</p>
----------------------------------	--	--